



このたび、サステナビリティ基準委員会の委員を務めることになりました。国際法学・環境法学を専門とし、環境分野の国際条約や関連する法的問題等を主な研究の対象としています。特に、京都議定書やパリ協定といった気候変動に関する国際条約とそれを実施する各国の法政策は長年の研究テーマです。

2015年に合意されたパリ協定は、産業革命前と比べて気温上昇を1.5°Cまでにおさえることをめざす世界の気候変動対策の要となっています。その目標達成に向かう取り組みを牽引するドライバーとなっているのが、気候変動問題を金融システムの「システムミック・リスク」ととらえ、企業の気候変動への対応を評価した投融資を進める金融機関・投資家の動きです。金融機関・投資家は、そのために、企業に対して関連する情報の開示（ディスクロージャー）を求めています。こうした動きは、水や森林、生態系・生物多様性といった自然資本やサーキュラー・エコノミー（循環経済）、さらには、人権保障といった社会課題にも広がっています。

2030年、2050年といった次元で、気候変動をはじめとするサステナビリティ課題がもたらしうる事業のリスクと機会を分析し、戦略を立て、その情報を開示する—こうした情報開示に企業がいかに対応できるかは、資本市場での日本企業の評価を左右するとともに、日本の資本市場の発展にとっても重要です。そして何よりも、こうした開示は、中長期的な社会と市場の変化を見据えて企業経営と事業戦略を考える機会となることで、企業の事業と経営の強化につながるものと考えています。

こうした状況において、サステナビリティ基準委員会の役割はきわめて重要であると考えています。国際ルールを基に質の高い情報開示が行われることを確保し、日本の企業の気候変動などサステナビリティ課題への取り組みが適正に評価される、そうした開示の基準が必要だと考えています。また、サステナビリティ情報の開示は、まだ発展の途上にあります。企業が開示の実践を通じてその開示の質を向上させていくことができるような基準であることも望まれます。

開示の実務にあたっていらっしゃる企業のみなさまや開示情報を利用して投融資を行う金融機関・投資家のみなさまの声もしっかり聞きながら、委員のみなさまとともに、微力ながら力を尽くしてまいりたいと考えています。